

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

冬

2023

No.20

すずかめ

公益 鈴鹿法人会
社団法人

SuzuKame

かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人の如く、見えあひ、
かけあひて一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのうちの中小企業です。
そこに会社に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、
ついで、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオアスとして、
そして、半世紀にわたり、経営者向け中小企業と歩んできたパートナーとして、
中小企業の経営に事業承継に万が一の時の存続に
これからも寄り添い、ともに歩んでいきたいと思っております。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなを導いていこうとしているお家ごとのためにできることも、
私たちが全力で取り組んでいます。



おかげさまで120周年
その安心で、企業とともに未来をつくる。 **DJIDO 大同生命保険株式会社**



三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------|---------------------|------------------|
| 1 会長あいさつ | 11 令和5年度 税制改正に関する提言 | 27 おうちde給食、パズル数独 |
| 2 年頭の御挨拶 | 15 全国大会 | 28 新入会員紹介 |
| 4 叙勲「旭日双光章」受章 | 16 税務コーナー | 29 大同生命 |
| 5 令和4年度「税を考える週間」事業 | 20 三重県からのお知らせ | 30 AIG |
| 6 理事会 | 21 三重県警察コーナー | 31 アフラック |
| 7 青年部会だより | 22 エッセイ | 32 事務局だより・編集後記 |
| 8 女性部会だより | 24 歴史・名所・史跡 | |
| 10 支部だより | 26 すずかめの山々 | |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田 信春

会長あいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は、「税に強い経営者が次世代を支える!」をスローガンに、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献しているところです。

去年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という制限下ではありましたが、「税に関する活動」および「地域貢献活動」として、青年部会と女性部会が創意工夫を重ね、過去最多の「租税教室」に取り組んでいただきました。また、3年振りに「夏休み親子映画会」および「親子税金クイズと映画観賞会」を再開することができました。重ねて、会員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

今年も、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」、「夏休み親子映画会」、「ジュニアバレーボール大会後援」、「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「特別養護老人ホームへの車椅子と寄せ植えの贈呈」等々の公益事業のほか、会員交流事業などポストコロナ時代を見据えた多くの事業に取り組んで参ります。

さて、最近の我が国の経済は、諸外国の政治・経済の動向に大きく影響を受け、国内では後継者不足による事業の廃業および人材不足による事業の縮小等が続いております。また、本年10月1日から始まる消費税のインボイス制度への的確な対応が必要です。

このような情勢ではございますが、鈴鹿法人会は、今後も役員および職員一同が一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を、今後ともよろしくお願いいたします。

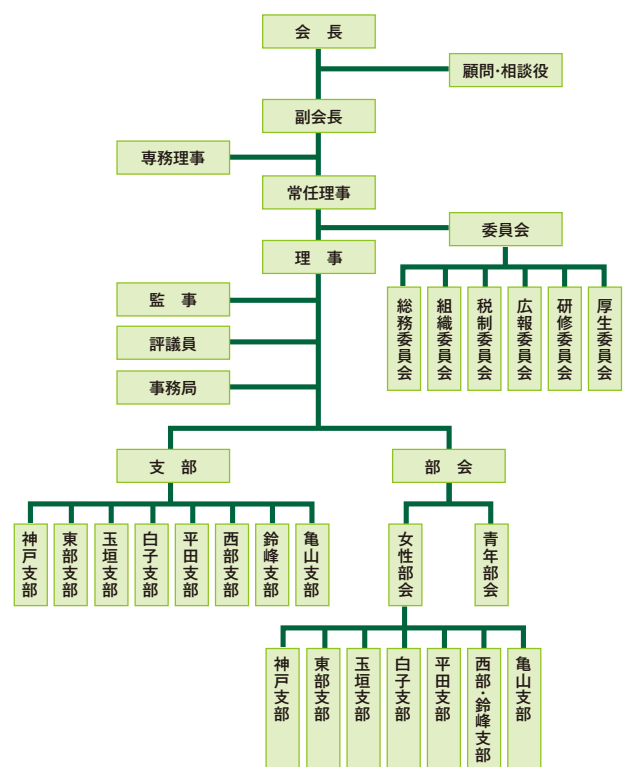
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	(株)SANKEI
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	太田 秀典	(有)太田コンクリート
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高压コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	阪田 朋成	(株)サカタ
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
専務理事	村田 智也	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



年頭の御挨拶



名古屋国税局 課税第二部長

磯部 剛

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鈴鹿法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとしての責務を果たすべく、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動も実施していただいております。貴法人会は、会員企業と地域社会にとって無くてはならない存在となっております。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は大変心強いものであり、岡田会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表します。

私は、昨年7月の着任以来、機会あるごとに「法人会の皆様は税務の組織にとって強力なサポーターであると同時に、私どもの組織の在り方や税務行政の執行等について、厳しい御意見を頂戴することで、より良き税務行政の執行の道を示してくれるかかりつけのドクターです。」と申し上げてまいりました。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にありますが、コロナ禍以前と同様、否、コロナ禍以前にも増して、税務組織の良きドクターとしての御意見をお聞かせいただくよう、新しい年を迎えるこの時に、改めてお願い申し上げます。

また、当局におきましては、昨年引き続き、本年10月に開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、より多くの事業者の皆様が制度の内容を十分理解していただき、開始に向けた準備が進められるよう取り組んでいるところです。

貴法人会の皆様におかれましては、これまでも登録申請書の早期提出に向けた周知・広報活動や説明会の開催に御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も、皆様の御理解のもと連携を図りたいと考えておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄の年となるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



鈴鹿税務署長
橋本 貴好

年頭のご挨拶

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、3年ぶりに「親子税金クイズ・映画会」を開催されるなど、社会貢献活動に本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様が一丸となって取り組んでこられました。

「親子税金クイズ」には私も税金博士として参加させていただきましたが、笑顔溢れる参加者の傍らで、クイズ大会の運営に熱心に従事している青年部会を中心としたメンバーの皆さんの中に、強い一体感が育まれていると感じました。

この一体感は、岡田会長はじめ役員並びに会員の皆様の会活動に対する熱意の表れであり、鈴鹿法人会のパワーの源であると改めて感じたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残るなか、各種事業の開催には難しい判断が要求されることとは思われますが、今後とも一致団結し、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、間もなく、令和4年分の所得税等の確定申告が始まります。

国税局及び税務署においては、納税者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症への対応策として、確定申告会場に出向くことなく、自身のスマホや自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Taxを利用して提出いただくなど、ICTを活用した申告手段について、あらゆる機会を通じて幅広くご案内しているところです。

特にスマホを利用したe-Tax申告は、スマホのカメラ機能で「給与所得の源泉徴収票」を読み取ると、源泉徴収票に記載された金額や支払情報等の内容が自動入力される機能が追加されたほか、令和5年1月からは青色申告決算書や収支内訳書が作成可能になるなど、ますます便利になっています。

皆様方におかれましても、従業員の皆様に自宅等からのe-Taxをご利用いただきますよう社内広報などによるご案内をお願い申し上げます。

ところで、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度の円滑な導入に向けて、制度の周知・広報活動や説明会の開催など幅広くご協力をいただいております。

今後も、インボイス制度の円滑な実施に向けた周知・広報に取り組んで参りますので、鈴鹿法人会の皆様にも一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年における公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

鈴鹿法人会会長 叙勲「旭日双光章」受賞 岡田 信春 殿

令和4年秋の叙勲に際し、納税功勞により「旭日双光章」を受賞され、令和4年12月9日(金)、事務局にて山西雅一郎名古屋国税局長から勲記勲章の伝達を受けられました。おめでとうございます。



会長ご挨拶

このたび令和4年秋の叙勲に際し、旭日双光章の栄に浴しましたこと、身に余る光榮に感謝を致しております。これもひとえに皆様方のご指導・ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。この受賞を励みに、今後も皆様方に少しでも恩返しができるよう、より一層精進してまいりたいと思います。

令和4年度 納税表彰式

令和4年11月10日(木)、令和4年度鈴鹿税務署納税表彰式が3年振りにコンフェット鈴鹿平安閣で挙行政され、次の方々が受賞されました。皆様、受賞おめでとうございます。



鈴鹿税務署長表彰



総務委員長
太田 秀典 殿



女性部会副部長
小菅 まみ 殿



西部支部長
永戸 秀樹 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



女性部会研修委員長
樋口 良江 殿

令和4年度「税を考える週間」事業

《親子税金クイズと映画鑑賞会》

令和4年11月3日(木・祝日)、3年振りとなりました第12回「税を考える週間」記念事業の「親子税金クイズと映画鑑賞会」(「SING～ネクスト・ステージ～」)をイソのサンケイホール鈴鹿で開催しました。

親子税金クイズでは、青年部会・女性部会の方々が、パワーポイントと〇×うちわを活用した「租税教室」を実演。税金クイズを通して、身の回りの税金の使い道を学んでいただき、決勝戦では、橋本鈴鹿税務署長が税金博士となって難問を出題するなど、親子で楽しく過ごしていただきました。



《税に関する「絵はがきコンクール」の展示と表彰式》

小学4年生から6年生の児童を対象に募集しています「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校38校から1,338枚のご応募をいただきました。女性部会による教育関係者への働きかけに対して、児童をはじめ教育関係者および保護者の皆様のご理解とご協力に深く感謝いたします。

入選者の皆様には、11月13日(日)、鈴鹿ハンターにおきまして、鈴鹿税務連絡協議会主催の表彰式で表彰させていただきました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。

鈴鹿税務署長賞



鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校6年
澤田 海士

鈴鹿税務推進協議会長賞



鈴鹿市立河曲小学校4年
石川 芽生

鈴鹿税務連絡協議会長賞



鈴鹿市立国府小学校6年
鈴木 稟都

(公社)鈴鹿法人会長賞



亀山市立井田川小学校6年
東 莉愛

(公社)鈴鹿法人会女性部会長賞



鈴鹿市立若松小学校6年
岡崎 睦

理事会開催

令和4年8月5日(金)、理事会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みて、残念ながら懇親会は中止となりましたが、7月に着任された橋本鈴木税務署長をお招きして開催することができました。

議事の「今年度の主な事業計画」について、各委員長、各支部長および各部会長から、コロナ禍で思うように事業が実施できていない状況ではあるものの、感染対策に最大限の配慮をしつつ、柔軟な発想で計画した事業の実施を目指していく旨、力強い発表がされました。

また、当法人会が公益事業の軸として取り組み、成果を上げている納税意識高揚事業の「租税教室」について、講師として長年にわたり多大な貢献をされた5名の方々に感謝状を贈呈いたしました。

〈贈呈者〉 山川 武志 殿 加藤 慎二 殿 吉田 直樹 殿
 田中 康介 殿 太田 淳子 殿



第36回「法人会全国青年のつどい」沖縄大会

第36回「法人会全国青年のつどい」沖縄大会が11月24日、25日に沖縄県沖縄市で開催されました。

鈴鹿法人会青年部から6名が出席をして、租税教育活動プレゼンテーション、健康経営大賞を見してきました。どこの部会も内容、プレゼンの仕方に工夫がされており、十分に準備をしてプレゼンに挑んでいるのが伺えました。



また、部会長サミットでは、「会員増強と部会の活性化」について議論を行いました。そして、今年度から初の取組みとして、会員交流分科会が開催され、「租税教育活動」と「健康経営」の分科会にそれぞれ吉田直樹税制委員長、中島慎之助親睦厚生副委員長が参加しました。(部会長 寺川浩二)



税務署長との意見交換会

去る12月20日(火)鈴鹿税務署長 橋本貴好氏と法人課税第一部門 統括国税調査官 西村浩明氏を囲んで、意見交換会を開催しました。

以前は毎年9月頃に開催していた「利き酒会」に合わせて開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、青年部会員が税務署の方と意見を交わす機会が失われていました。

3年降りとなる本年度、ようやく意見交換会が実

現しました。定例会と合わせての開催となりましたが、普段より参加者も多く、大変有意義な時間となりました。

当日は、意見交換会に先立ち、8月の本会理事会において小学生への租税教育功労として表彰された吉田さんに感謝状が伝達されました。

(中島慎之助)



8/27 夏休み親子映画会

3年ぶりとなる「夏休み親子映画会」を亀山市文化会館において開催することができました。

感染者数が多い時期の開催となったため、感染対策の一環として「税金教室」は実施を見合わせ、会場内へのクイズ掲載に変更し、時間短縮を図るなどの対応をしました。

最後は阿部部会長が上映映画「漁港の肉子ちゃん」の肉子ちゃんに扮して登場。

夏休みの思い出の1コマに…(永戸陽子)



10/16 ジュニアバレーボール

第16回ジュニアバレーボール鈴鹿法人会長杯が4会場に分散して開催されました。

応援者数の制限など感染予防対策がなされる中、参加者による熱戦が繰り広げられていました。後日、参加していただいた選手の皆様方から丁寧な「お礼状」をたくさんいただき感激いたしました。

(阿部美千)

《試合結果》

優勝 UNITED

準優勝 河曲ジュニアバレーボールクラブ

三位 Jr.エースバレーボール少年団

三位 川崎フレンズスポーツ少年団



11/1 情報交換会

女性部会連絡協議会第29回情報交換が、四日市都ホテルにおいて開催されました。

四日市会による租税教室の発表では、部会員がそれぞれ登場人物に扮した紙芝居を実演で披露していただきました。その完成度の高さに感服しました。引き続きの講演会は四日市出身の俳優・ナレーターである高川裕也氏により『「カンブリア宮殿」に登場した女性経営者たちと、とっておきの話』をテーマにした講演を聴講しました。

懇談会も含め短い間でしたが、他会との交流を深めることができ有意義な時間となりました。

(杉本美音理)



12/8 特養

鈴鹿・亀山市内の特別養護老人ホーム13施設への手作り寄せ植えの製作と車椅子の贈呈を実施しました。

昨年度までは、女性部会総務委員のメンバーで実施していましたが、本年度は3年ぶりに会員の皆様に製作することができました。

当日は、贈呈用だけでなく、ご自身用の寄せ植えの製作も実施しましたが、皆様の手際よく、短時間で完成していました。

皆様に心温かな気持ちになっていただければ幸いです。

(服部千賀子)



12/13 理事会

鈴鹿サーキットS-PLAZAにおいて、3年ぶりに女性部会の理事会を開催しました。

本年度開催した事業報告の後の鈴鹿税務署長橋本貴好様による講演は「署長の仕事は何？」をテーマにお話いただきました。親しみやすいお話でとても興味深く聴講しました。

懇親会では、新型コロナウイルス感染者数が増加していることから、時間短縮のため形式を変更しての開催となりましたが少ない時間の中での恒例のビンゴゲームによるプレゼント交換でさらに盛り上がり、今年の事業を締めくくりました。

(永戸陽子)



支部だより

東部支部 研修旅行：神戸港メモリアルパーク・ポートピアホテル

令和4年11月15日(火)

朝から快晴で、全員バスに乗る前にコロナの抗原検査を行い、陰性確認してから乗車、安心安全な研修旅行が始まりました。参加人数は19名と少な目ではありますが、バスの中はソーシャルディスタンスが取れてこれまた安心して、鈴鹿IC～生田川IC迄のバスの車窓からは紅葉もちらほらと。

視察先は神戸港震災メモリアルパークです。阪神・淡路大震災の教訓、港の重要性、日本国内外の多くの人々が一体となって港の復旧・復興に努めた様子を後世に伝えようと、メリケンパークの岸壁の一部・約60メートルを、震災遺構として被災当時のままの状態で見守られており、阪神・淡路大震災の記録写真パネルなど、当時の被害状況の資料が展示されていて、日常からの防災減災意識を高めることができました。

久しぶりの東部支部の研修旅行は大変有意義であり

ました。

事故もなく無事に予定通りに終了しましたことをご報告申し上げます。
(杉野大雄)



白子支部 研修旅行：越前海岸・北前船の館右近家

令和4年12月9日(金)

12月9日(金) 午前8時00分、出発で、『越前海岸と北前船の館右近家』(福井県)への研修バス旅行が開催されました。参加者は28名でした。

往きの車中は例年通り、研修ビデオによる税務研修を行いました。

『北前船の館右近家』は、北前船主として江戸時代から活躍し、海上保険事業にも進出し現在の損保ジャパンの礎となった名家で、その邸宅は豪華な構えでした。また西洋館ではすばらしい日本海を眺めることができました。

越前の味覚、カニ料理に舌鼓を打ち、日本海さかな街に視察に向かい、コロナ禍を忘れさせる大盛況の市場の賑わいを実感しました。+aとして『ふくいお得クーポン』を利用して

おみやげを購入することもできました。

帰途では、車中にてビンゴゲームで盛り上がり楽しく懇親の場が持てました。
(東口大介)



西部支部・鈴峰支部 研修旅行：大阪城公園・あべのハルカス・阿倍野防災センター

令和4年11月12日(土)

当日は、絶好の天候に恵まれ、気温も高く、快適な1日でした。参加者も両支部合わせて17名の参加をいただき、3年振りの研修旅行が実現できたことを感謝いたします。

見学先の大阪城においては、修学旅行生やインバウンドの回復での外国の方も多数来られていました。防災センターの「あべのタスカル」(体験型防災学習施設 大阪市立阿倍野防災センター)では、地震体験や防災に関する資料等で大変勉強になりました。また、メインのあべのハルカス内のマリオットホテルでのランチバイキングでは、参加者の皆さんが笑顔でたくさん食べていただき、満足していただいたと思います。

来年も研修旅行が実現できますよう、皆様のご協力をお

願いしまして、報告とさせていただきます。
(永戸秀樹)



令和5年度 税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジリツクの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。
女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となり影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は損金算入とすべき
- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

- ① 基幹税としての財源調達機能の回復
- ② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

- ③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、下記の方に「令和5年度税制改正に関する提言」を届けました。

記

立憲民主党 衆議院議員 中 川 正 春 殿
自由民主党 衆議院議員 川 崎 秀 人 殿

鈴鹿市長 末 松 則 子 殿
亀山市長 櫻 井 義 之 殿
鈴鹿市議会議長 宮 木 健 殿
亀山市議会議長 森 美和子 殿



第38回 法人会全国大会(千葉大会)

令和4年10月13日(木)、第38回法人会全国大会が、阪田渉国税庁長官、熊谷俊人千葉県知事らを来賓にお迎えして、千葉県の幕張メッセで開催され、鈴鹿法人会からは樋口副会長、寺川青年部会長、村田専務理事の3名が参加しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、一昨年は中止、昨年よりリモート開催となりましたが、本年は3年振りの通常開催となり、全国から約1,600名の来賓や会員が集まる盛会となりました。

第1部では安藤優子氏が「女性がテレビで働くということ」で講演され、第2部では令和5年度税制改正に関する提言の報告(要旨は本誌に掲載しております。また、全文は全法連ホームページの「令和5年度税制改正に関する提言」をご覧ください。)や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われ、式典の最後には、全国法人会総連合全国大会の大会宣言が行われました。

来年は10月18日に群馬県での開催が予定されています。

《令和5年度税制改正スローガン》

- ・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- ・厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!



阪田渉国税庁長官



小林栄三全法連会長



鈴鹿法人会

確定申告は 自宅からスマホで！

簡単・便利なe-Tax♪



自宅からのe-Taxでこんないいこと！

- ✓ 確定申告会場に来場する必要なし！
混雑する会場に行かなくてもよい！
外出を要しない自宅からのe-Taxは、
最も有効な感染防止策！
- ✓ 申告書の印刷・申告書及び添付書類（本人
確認書類やふるさと納税に係る寄附金の受
領証等）の税務署への持参や郵送が不要！
※ 一部の書類は提出が必要です。
- ✓ 早期（3週間程度）に還付金を受領！
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付



申告書作成・送信の流れ

STEP 1 マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備

※ 事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、
確定申告書を作成・送信

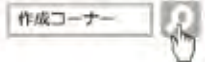
画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書
の作成・送信ができます。※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。



確定申告書等
作成コーナー
はこちら



カメラで給与所得の源泉徴収票を
読み取り、金額・支払者情報等の
記載内容を自動入力！



分からないことがあっても、自宅で解決できます！

✓ **動画** (YouTube「国税庁動画チャンネル」) で**操作方法を確認**



動画はこちら

確定申告 動画



申告内容に応じた
操作方法を確認
できます！



医療費控除

ふるさと納税

住宅ローン控除

✓ **チャットボットや電話で相談**

チャットボットでの相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えます。



税務職員ふたば



チャットボット
はこちら

お電話での相談

e-Taxや確定申告書等作成
コーナーの操作方法について

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日など及び年末年始を除く)

※ 受付時間は、最新の情報をe-Taxホームページで
ご確認ください。

※ 左記の電話番号がご利用できない場合は、
03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金
となります。）。

申告や納税について

最寄りの税務署へお電話ください（最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。）。

※ 掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

名古屋国税局・税務署

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をお勧めします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

① 国税庁
ホームページへ

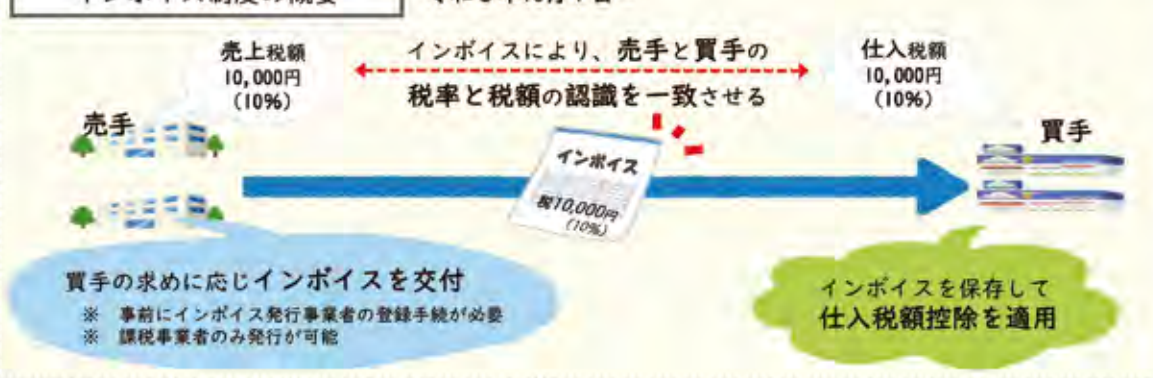


② 公正取引委員会
ホームページへ

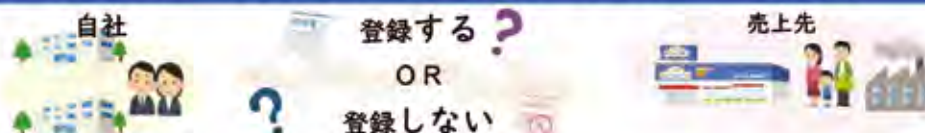


インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請を行う必要があります。e-Toxによる登録申請手続きをぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

令和5年4月から法人県民税・法人事業税の課税業務を 四日市県税事務所・津総合県税事務所に集約します

法人所在地により県内8県税事務所で行っている法人県民税・法人事業税の課税業務、津総合県税事務所で行っている外形標準課税業務は、令和5年4月から「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所で行います。

法人所在地	令和5年3月まで	令和5年4月から
桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	桑名県税事務所 (☎0594-24-3613)	四日市県税事務所 〒510-8511 四日市市新正4-21-5 ☎059-352-0578
四日市市、三重郡	四日市県税事務所 (☎059-352-0577)	
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿県税事務所 (☎059-382-8662)	
津市	津総合県税事務所 (☎059-223-5025)	津総合県税事務所 〒514-8567 津市桜橋3-446-34 ☎059-223-5028
松阪市、多気郡	松阪県税事務所 (☎0598-50-0511)	
伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	伊勢県税事務所 (☎0596-27-5132)	
名張市、伊賀市	伊賀県税事務所 (☎0595-24-8024)	
尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	紀州県税事務所 (☎0597-23-3419)	
※外形標準課税 県内全域	津総合県税事務所法人調査課 (☎059-223-5028)	法人所在地により、 上記どちらかの事務所

【令和5年4月以降】

○申告書等の提出(郵送可)及び申告に関わるお問合せ・ご相談は、法人所在地の集約事務所(四日市県税事務所又は津総合県税事務所)へお願いします。

※申告書等を最寄りの県税事務所に持参いただいた場合は、集約事務所以外でも受付を行います。また、申告相談等については、電話等により集約事務所へおつながります。

○納付や納税証明書の発行はこれまでどおり8つの県税事務所で行います。

○納税相談は、8つの県税事務所のうち法人所在地を所管する県税事務所で行います。

○電子申告(eLTAX)を利用されている法人は、令和5年3月までに利用届出が審査されていた場合は、集約後の事務所へ自動変換します。令和5年4月以降【】に届出される場合は本店又は支店の所在地により、集約後の事務所を選択していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 税務企画課 ☎059-224-2177
鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662

税収確保課 ☎059-224-2128

電話にでんわで 詐欺予防!!

電話にでなければ
被害に遭わない!
特殊詐欺の
約8割^(※)は、
固定電話から!

※令和3年中の特殊詐欺被害の内、
欺罔手段に固定電話が使用された割合
(三重県警察本部生活安全企画課調べ)



電話にでんわ...

チツ

通話録音警告生口機

設置しよう!!

留守番電話

設定しよう!!

かなしょうず
金生水は、金を生む水

沼沢植物と米の恵み

エッセイスト 福島 礼子

鈴鹿市地子町と西條にまたがる金生水は、名のとおり貴重な湧水に恵まれた所。旧鈴鹿川砂礫層と平野部が交差するところにあるため、砂礫層から清水が湧き出していると調査会の赤嶺和彦さんは教えてくれる。沼沢が広がり湿原特有の貴重な植物が数多く生育し、国の天然記念物となっている。

絶滅危惧種に当たるサギソウやナガボノアカワレモコウのほか、食虫植物のミミカキグサやトウカイモウセンゴケなど、小さな花だがめったに見ることのできない可憐な沼沢植物が咲いていて、私のお気に入りの場所だ。戦後いったん荒廃しかかったが、調査会が地道な手入れと管理を続けた結果よみがえったとのこと。広さ7000㎡と広大だから大変だ。今ではおりに観察会があり、多くの人が珍しい草花に感嘆の声をあげている。

実はこの金生水、金の値打ちがある湧水という語源だそうだが、草花だけではなく江戸時代から米を生み出す水としても、大きな役割を果たしてきた。1690年代、江戸時代初期の文献では、「金清水溜池」(かなしょうずためいけ)と呼ばれ、湧き水の豊富な溜池があったと書かれている。この水を争って大きな騒動が何度も起き、江戸幕府まで「お裁き」を持ち込んでいる。

ことの始めは、平和な江戸時代となり、石高を上げようと藩主がこぞって新田の開発を奨励したことにある。当時は収穫をしても五公五民の割合で年貢を納めなくてはならない時代、新田に限って3年ほどは年貢免除で、田は自分のものとなるという魅力的な話。おまけに戦国時代の武器を造る技術が農機具の改良につながり、農耕作業もうんと楽になったらいい。人々はこぞって開墾に打ち込んだのは当然のことだったろう。

けれども稲作には水が不可欠、そこで神戸藩と村人が注目したのが金生水。西條・地子町・飯野寺家に及ぶおよそ30ヘクタールに水を引く新田を造った。さらに金生水の水は下流となる玉垣村も利用し、その分水で玉垣村と激しい水争いが起きている。元禄10年(1697年)のことだ。

その顛末を、驚くほど大きな絵図と裏面の文章が語っている。裏書きによると、争いごとは玉垣村が水を分配する堤



サギソウ



ナガボノアカワレモコウ

を打ち壊したことに始まった。元に戻されたことを怒った玉垣村は「人数5百人ほどで大声を上げて堤をこわし、水番に乱暴を働いた」とある。続けて「地子町と西條の両村は神戸のお城に近いので騒動を起こすことを避け、このことを玉垣村の大庄屋に届けたが、狼藉が収まらないので訴訟をおこした」と書かれている。

玉垣村は津の藤堂藩、地子町と西條は神戸藩、藩が違ったことで幕府の裁量となったと鈴鹿市の学芸員代田美里さん。判決の結果、地子町と西條の田に水が行き渡った後、玉垣村が使うという従来からの約束事を続ける事に落ち着いた。

絵図は地子町と西條の庄屋宅で保管され、地元が引き継いでいたもので、現在は鈴鹿市の文化財課で保管されている。代田さんは、私が見せてもらう前から、「大きさに絶対に驚きますよ」とのこと。実際に会議室の机12台の上でやっと広げられる絵図だった。この大きさは、広範囲の村人たちが説得するのに必要なものだったのだろう。あるいは関係する地域の広さのせいだろうか。



ミミカキグサ



トウカイモウセンゴケ

絵図は幕府の評定所の命令で、地元の絵師が描いたもの。出来上がった絵図は、封印のまま地子町の庄屋徳兵衛さんが江戸に持参して提出している。裁決の際に裏書がつき戻された。描いている最中に玉垣村が絵図を奪うという事件も生じ、双方共に必死だったと代田さんが教えてくれた。

判決文の裏書きがある絵図は、裁判に勝った村にとっては大切な証拠書類で、鍵付きの木箱に厳重に保管されていた。ちなみに敗訴した場合は、めったに村には残っていないのも納得できる。くやしい思いは早く忘れてしまうのにかぎるから。



絵図

勝訴した地子町と西條、片方が絵図入りの木箱を保管すれば、もう片方の村が鍵を持つという念の入れようだ。年に一回双方が集まって土用干しをしている。ここでも絵図の大切さの度合いが読み取れる。その鍵は300年以上たった今でも健在だった。「鍵が開いた時には、とても感激したのですよ」と代田さん。その鍵にはいろんな思いがこもっているに違いない。

4月の訴訟で、判決は同じ元禄11年の10月に出ている。今の裁判と比べるとかなり迅速だ。次の田植えに間に合うよということだ。江戸時代の裁判の早さに私は驚いた。村人も藩もそして幕府も田植えが滞ると大変な損失、その配慮が早さとなったのだろうと感心した。大岡越前の裁きではないが、江戸幕府の仕事で、判定事は大きな位置を占めていたのだろう。

ところで金生水の水路は土砂で埋まっていくために、年2回ほど土砂を取り去る作業が必要だった。管理は西條・地子町・飯野寺家の3地区の共同管理となり、玉垣村はその時に酒と肴を用意してねぎらうという取り決めがあったようだ。

これらはみな各村の庄屋が先頭に立ち、調整や話し合いを行っている。もちろん幕府への申し立ても庄屋が自費で江戸に行き、数日間江戸で滞在して行っているとのこと。江戸時代の庄屋の能力と財力はとてつもなく大きかった事がうか

がえる。地子町南の熊野権現跡には、水争いの解決に尽力した地子町の庄屋徳兵衛さんの功績をたたえた大きな碑が建っている。



訴訟状

残された絵図はあくまでも判決の勝者地子町と西條の目線。水争いは玉垣村にとっても切羽詰まった事だったろう。絵図の存在は、判決の結果のみを私たちに語っているのではなく、江戸時代の農村の切実な有り様を表していた。

金生水の水を利用した田作りと水路の清掃作業は、江戸時代から昭和41年の鈴鹿川用水工事完了まで、ずっと続けられてきた。現在、金生水の湿原に貴重な植物が群生するのは、この長く続いた共同の作業があったからこそ守られたと赤嶺さんはいふ。

近年、金生水は周辺の開発により、湧水の量が減るなど様々な変化が出ているらしい。300年以上引き継がれた地道な努力を無駄にしないよう、これからもずっと保全活動が続けなければと赤嶺さんはつけ加えた。私も貴重な植物たちが将来もずっと群生し、未来に引き継がれることを願っている。ときおり村人の苦勞と努力を思い起こしながら、風に吹かれる可憐な花を眺めに行きたいものだから。



金生水沼沢

福島礼子氏のプロフィール

CNSデレクター、CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を執筆。鈴鹿市在住。

第15回 鈴峰支部 金剛山江西寺(祈願だるま寺)

歴史

名所

史跡

金剛山江西寺(祈願だるま寺)
所在地:鈴鹿市深溝町1614番地
電話:059-374-2796



起物の影響を受け、現在の「起き上がりだるま」として大願成就の祈願佛となりました。



金剛山江西寺(こうぜいじ)

山号を「金剛山」、寺号「江西寺」は、東洋文化の源流をなす禅の精神を伝える寺院です。古くは平安時代から歴史を綴る寺院で、建久3年(1192)に達磨大師から23代目の大日能忍禅師により開創されたと伝わる古刹です。

また、武家寺として大名・武士の信奉が篤く、後に松阪城主蒲生氏・桑名城主松平氏の祈願寺として信仰されました。現在は京都妙心寺を本山とする臨済宗のお寺です。



祈願だるま寺と呼ばれる由来

「祈願だるま寺」と呼ばれる由来は、江西寺にご本尊釈迦牟尼佛、阿弥陀如来、薬師如来、観世音菩薩、文殊菩薩、延命地藏尊、水子地藏尊、不動明王、正一位稻荷大明神など数多の御尊佛が祀られていますが、その内でも秘佛として安置される達磨大師が靈驗顕かな諸願成就佛と老若男女に崇拝されているところから、広く「だるま寺」と呼ばれるようになり信奉されています。

そして江西寺は、達磨大師の教えを正しく伝える寺院で日本達磨会(京都の円福寺・法輪寺、北海道の瑞巖寺、群馬の達磨寺、長野の定勝寺、岐阜の大龍寺、奈良の達磨寺、和歌山の興禅寺、愛媛の雲門寺など十数ヶ寺)発足時の総本部です。

達磨大師と日本のだるまさん

6世紀初め、達磨大師は生地南インド香至国を離れ、師の言葉に従って中国に渡り全土に仏(お釈迦様)の心を改めて説いて歩きました。晩年になって崇山少林寺にこもり、「面壁九年」の坐禅行の末「直指人心見性成佛」の悟りを得て、禅宗の初祖となりました。

後に達磨大師の「七転び八起き」の精神は日本に伝えられ、達磨大師の坐像は東北地方の縁





祈願だるまと満願だるま

江西寺に起源をなす「願望成就ご祈祷だるま」(略して「祈願だるま」)は、毎年2月11日に行われる大般若修正会において江西寺に伝わる秘法のもと諸願成就佛の分身とする入魂の大祈祷がなされたものを言います。そのお姿は、右目が開眼しており、祈願者を見守るとされています。

また、祈願者がそれぞれの願いを成就したおり、心願を意味する左目を自らで開眼したものを「満願だるま」と呼びます。そして役目を終えた「満願だるま」は、10月5日の達磨大師の命日に江西寺境内でお焚き上げがなされ、「満願の火まつり」と呼ばれる供養が行われます。その火は最も縁起の良い火と当日は多くの参詣者が訪れます。

禅問答

「禅問答」といえば、アニメの「一休さん」(室町時代の臨済宗の僧一休宗純の愛称)でお馴染みの掛け声「そもさん(作麼生)」、「せっぱ(説破)」を思い浮かべる方もいらっしゃるでしょう。

禅問答は、禅宗の僧が悟りを開くための修行法のひとつで、何が起こったのか、何が起こるのか

ではなく、本当に重要なことは何かを熟考するように求めることで、真理を体得するために行われるものといわれています。禅問答のやりとりは「公案」とも呼ばれています。



【編集者体験記】

市川秀行住職は江西寺について「いつでも訪れることのできる場所としたい。寺に来てもらったら、寺の話をする。聞くというと寺にしたい。」とお話になりました。ご挨拶の後には禅問答。一つの問い掛けに答えると次の問い掛けがあり、穏やかでありながら熱のあるお話に時間を忘れて引き込まれてしまいます。

本堂には、「損得ではなく善悪で判断しなさい。」という教えが掲示されており、悟りから導かれた「公案」の一例ではないでしょうか。ぜひ一度江西寺を訪ねられ、ご住職との禅問答の機会を得て悟りを開かれてください。



◆ 主な年中行事

- 正月一日～五日 初詣受入
- 二月十一日(祭) 十時より 大般若祈願だるま入精
- 大祈禱会
- 三月初旬 祠堂織法会
- 三月初午の日 厄払い祈禱会
- 三月十五日 釈迦涅槃会
- 三月春分の日前後一週間 彼岸法会
- 五月八日 釈迦降誕会
- 八月十七日 お盆、大施餓鬼供養会
- 九月秋分の日前後一週間 彼岸法会
- 十月五日 達磨忌
- 夕刻満願の火祭り
- 毎月十七日 観音供養

すずかめの山々



「すずかめ」初のこころみとして、鈴鹿法人会エリアにある素晴らしい山系をご紹介します。

鈴鹿法人会の地元には、「鈴鹿7マウンテン」、「亀山7座トレイル」といった素晴らしい山系が連なっており、春は花、夏は新緑、秋は紅葉、冬は樹氷と四季折々の表情豊かな見どころスポットがたくさんあります。

今後「すずかめの山々」として、初心者でも気軽に挑戦できる山からベテランが何度でも登りたくなる登山スポットなど、シリーズで素晴らしい山の魅力を情報発信いたしますので、是非お楽しみに！

第1回は、地元の山の名前をご紹介します。

鈴鹿7マウンテン

亀山7座トレイル



仙ヶ岳
961m

野登山
851.4m

白杵ヶ岳
697m

四方草山
667m

三子山
568m

高畑山
772.9m

錫杖ヶ岳
676m

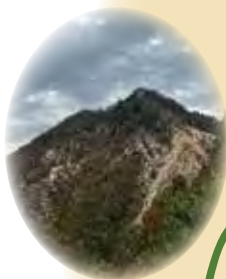


竜ヶ岳
1100m

藤原岳
1120m

雨乞ヶ岳
1238m

釈迦ヶ岳
1092m

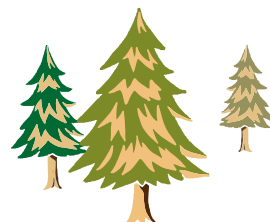


御在所岳
1212m

鎌ヶ岳
1161m



入道ヶ岳
906m





おうちの給食

学校給食人気メニューのレシピを紹介します

大豆のチリコンカン



ケチャップ味で煮込んであるため、大豆や野菜がおいしく食べられます。たんぱく質や食物繊維、ミネラルなどの栄養素を豊富に含む大豆は、成長期にしっかり食べたい食材の一つです。給食では鈴鹿市産の大豆を使います。

〈作り方〉

- ① 豚肉は食べやすい大きさに切る。玉ねぎはスライス、にんじんはいちょう切り、ピーマンは角切り、にんにくはみじん切りにする。
- ② フライパンにバターを溶かし、小麦粉を入れてじっくり茶褐色になるまでよく炒め、ブラウンルウを作る。
- ③ 別の鍋に油とにんにくを熱し、豚肉を炒める。
- ④ 玉ねぎ、にんじんを加えて炒め、チリパウダー、ケチャップ、水を加えて煮る。
- ⑤ ゆで大豆、コンソメの素、ブラウンルウ、ピーマン、塩・こしょうを加えてしばらく煮る。

〈4人分の材料〉

- 豚肉 120g
- ゆで大豆 160g
- 玉ねぎ 240g
- にんじん 80g
- ピーマン 40g
- にんにく 1かけ
- サラダ油 少々
- バター 20g
- 小麦粉 20g
- ケチャップ 100g
- チリパウダー 少々
- コンソメの素 10g
- 塩・こしょう 少々
- 水 400ml

「広報すずか」より資料提供

パズル 数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

		6	2				3
	5				4		8
3				1		7	
6						2	
		8	7		3	6	
		7					1
		2		9			3
4			6				2
	8				1	4	

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸	カルディー	鈴鹿市神戸1-13-16	藤田 正美	藤田工業
	Tホールディングス(株)	鈴鹿市地子町523-2	寺田 忍	向井 なよ子
	(株)MSラボ	鈴鹿市神戸6-4-30メイトカンベ2A	森 通人	森 通人
東部	(同)IZU事務所	鈴鹿市高岡台2-17-11	伊豆 有香	イケダアクト(株)
	(株)道脇総業	鈴鹿市長太栄町4-3-15	道脇 智広	谷口総建(株)
	(株)太田屋	鈴鹿市南堀江2-23-28	太田 寛	杉野 大雄
白子	(株)ありがとうございます	鈴鹿市稲生町8962-1 B倉庫	榊原 一輝	伊藤 潤
平田	芝共	鈴鹿市大池3-1-39	三浦 洋平	山田 雅一
	綾Kirari Nail(同)	鈴鹿市三日市3-1-15	森 綾香	中島 慎之助
西部	コサカグリーン(株)	鈴鹿市石薬師町4150	小坂 佳孝	中島 慎之助
鈴峰	大窪運輸(有)	鈴鹿市下大久保町2836-4	大窪 正純	(株)斎藤工業
亀山	コスモ農産(株)	亀山市田茂町字萩野530	武智 道博	新設法人説明会
保険	豊工業(株)	鈴鹿市加佐登3-10-37	後藤 豊	大同生命保険(株)
	IPOC	鈴鹿市道伯2-13-16	羽根淵 尚貴	大同生命保険(株)
	滝 開登	鈴鹿市若松西5-8-15レオパレス アークカイト106	滝 開登	大同生命保険(株)
	(株)鈴鹿グループ	鈴鹿市高岡町654-1	瀬古 恭裕	大同生命保険(株)
	信栄工業	鈴鹿市算所2-9-3 リシエス302	田邊 哲児	大同生命保険(株)
	みずたに水道	桑名市小貝須222-6	水谷 丞似	(株)保険東海
	小川エンジニアリング(株)	鈴鹿市桜島町4-13-3ウェルズライフA102	小川 晋輝	AIG損害保険(株)
	宮建築	鈴鹿市稲生西2-23-28アザレアA102	宮村 康樹	AIG損害保険(株)
	キタガワホーム	鈴鹿市若松北2-6-15メゾンベルセーナ棟205	北川 武志	AIG損害保険(株)
	田中美装	津市一志町高野1456-6	田中 健太	AIG損害保険(株)
	北川塗装	津市安濃町清水108-1フォルトゥーナA201	北川 裕也	AIG損害保険(株)
	M-ART	松阪市中道町605-2	西山 雅人	AIG損害保険(株)
	田中	鈴鹿市寺家3-36-24フレグランス鼓ヶ浦B201	田中 歩美	AIG損害保険(株)
	山口Esperanca	鈴鹿市江島町1715-1	山口 拳吾	AIG損害保険(株)
	小島工業	津市一身田町313-6	小島 将崇	AIG損害保険(株)
	(株)STK.Grow up	鈴鹿市神戸3-2-10	仲 紳介	大同生命保険(株)
	(株)草深建創	鈴鹿市弓削1-650	草深 裕也	春木保険サービス(株)
	小林塗装	津市安濃町太田1605-19	小林 建太	AIG損害保険(株)
	哲管工	津市東丸之内1-11 サンロイヤル東丸之内702	戸谷 哲	AIG損害保険(株)
	椎葉電設	津市上浜町2-138岸田コーポI	椎葉 浩平	AIG損害保険(株)
	SIMTEC	津市藤方1065-2シャンテ1C	奥山 翔貴	AIG損害保険(株)
	フォーティー・ワン	津市高茶屋小森上野町808	青木 洋太	AIG損害保険(株)
	(株)Twelve.U.L	四日市市栄町1-11	伊藤 唯	AIG損害保険(株)
	(株)STI	鈴鹿市高岡町2719-1	加藤 徳幸	大同生命保険(株)
	三栄林産(株)	亀山市加太中在家8032-1	坂 英哉	AIG損害保険(株)
	mi	員弁郡東員町六把野新田743-1ラフォーレ東員201	大和 華奈	AIG損害保険(株)
	憲伸工業	いなべ市員弁町平古455-1	伊藤 憲仁	大同生命保険(株)

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

法人名	住 所	会員名	紹介者
(株)道脇総業	鈴鹿市長太栄町4-3-15	道脇 智広	谷口 幸司
(株)ワイテックサービス	鈴鹿市土師町1312	三平 香成	渡邊 孝明
芝共	鈴鹿市大池3-1-39	三浦 洋平	山田 雅一
コサカグリーン(株)	鈴鹿市石薬師町4150	小坂 佳孝	中島 慎之助
(株)ありがとうございます	鈴鹿市稲生町8962-1	榊原 一輝	伊藤 潤
(有)スズショウ	鈴鹿市南玉垣町7051	阪田 憲生	加藤 晋
綾Kirari Nail(同)	鈴鹿市三日市3-1-15	森 綾香	中島 慎之助
斎藤工業(株)	鈴鹿市南玉垣町3058-9	斎藤 吉浩	谷口 幸司
大窪運輸(有)	鈴鹿市下大久保町2836-4	大窪 竜	斎藤 吉浩
(株)博奈組	鈴鹿市国府町市ヶ谷3366-4	打田 博之	斎藤 吉浩

いま増えています 社長個人に対する賠償請求

取引先から 訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。

従業員から 訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせたことについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

ご家族を守るための選択

会社役員賠償責任補償特約(マネジメントガード)は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などを保険期間中3,000万円を限度にお支払いします。

企業経営者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

新型コロナウイルス

事業継続

認知症

事業承継



役員賠償リスク

パワハラ防止法

不当解雇

会社法改正

法人会の「経営者大型総合保障制度」総合型V **Premium** は、大同生命の生命保険とAIG損保の損害保険の組み合わせにより、これからの経営者のリスクに対応したトータル保障を提供します。



これらのそなえ、まとめて 月々14,970円^(※)

- 事故による死亡へのそなえ ……①死亡保険金+②傷害死亡保険金:6,000万円
(うち大同生命3,000万円/AIG損保3,000万円)
- 疾病による死亡へのそなえ ……①死亡保険金:3,000万円
- ケガでの後遺障がいへのそなえ ……②傷害後遺障がい保険金:120~3,000万円
(後遺障がいの程度により)
- 役員賠償リスクへのそなえ ……③マネジメントガード:3,000万円限度
- 新型コロナウイルスへのそなえ ……④従業員のPCR検査費用や消毒費用(100万円限度)
- 事業承継へのそなえ ……④コンサルティング費用(100万円限度)
- 加入者サービス ……経営者のためのハラスメントホットライン(無料)

(※) 契約年齢:40歳・男性の月払保険料/保険期間・保険料払込期間:10年(大同生命)、1年(毎年自動更新)(AIG損保)

保険料例(団体月払保険料/男性)

ご契約年齢		35歳	40歳	45歳	50歳
合計保険料		13,260円	14,970円	17,640円	21,780円
①死亡保険金額(主契約のみ)	3,000万円	5,820円	7,530円	10,200円	14,340円
②傷害死亡・傷害後遺障がい保険金額	3,000万円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円
③会社役員賠償責任保険金額	3,000万円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
④事業継続・事業承継相談費用保険金額	100万円	830円	830円	830円	830円

①:大同生命のRタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]…保険期間・保険料払込期間:10年
※保険料は、契約年齢・契約内容等により異なります。

②~④:AIG損保のベーシック傷害保険…保険期間:1年(毎年自動更新)



AIG 損保

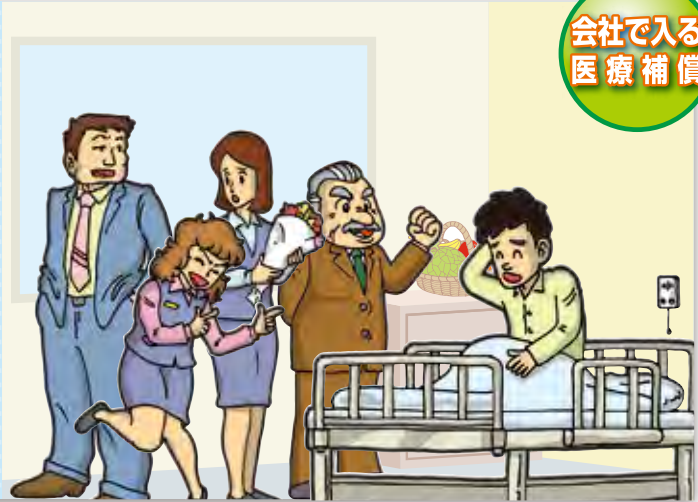
法人会のビジネスガード Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036
三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152291 2020-01)

がん保険にできることを、
もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。
また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

2023年1月23日
サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが
さまざまな**悩みの解決**をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、**がん患者様のご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチーム**です。
お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただける
サービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消をサポート**します。



(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

©商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-3-23 四日市中央通りビル 6F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

P22109 AFツール-2022-0288 7月20日

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。

社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約75万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、

また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益 社団法人 鈴鹿法人会 会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

あけましておめでとうございます。

ここ数年コロナの話題ばかりで未だ不安が残る中での生活がつづいており、そんな話題が過去の話になることを祈るばかりです。皆様におかれましては、お身体に留意頂きまして健康な一年となります事を、心より願っております。

本年もどうぞ宜しく願い申し上げます。

広報委員長 安田克志

8	7	6	2	2	9	1	3	4
2	5	1	3	3	4	9	6	8
3	9	4	8	8	6	7	5	2
6	3	9	1	1	5	2	4	7
1	2	8	7	7	3	6	9	5
5	4	7	9	9	2	3	8	1
7	6	2	4	4	8	5	1	3
4	1	5	6	6	7	8	2	9
9	8	3	5	5	1	4	7	6

【答え】11(4+7)



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様に

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和五年

〈引受保険会社〉

 **Aflac** アフラック

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鶉の森1-3-23 四日市中央通りビル6F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鷺の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

AIG AIG損害保険株式会社

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911